「第１回日韓定期 PFI 推進交流会議」

（2）韓国の PPP／PFI の概要

韓国では PPP/PFI は、平成 6（1994）年に PPP/PFI 制度が創設されて以来、PPI（Private Participation in Infrastructure）という概念でとらえられている。

ア　制度の枠組み

韓国では平成 6（1994）年にインフラ民間投資法（The Act on Private Participation in Infrastructure）が制定された。当初は BTO 方式のみであった。これは、高速道路、鉄道、港湾等について利用者から利用料を徴収することにより、事業費を賄うものであり、民間事業者が需要リスクを負担するものである。通貨危機後の平成 10（1998）年、同法が改正され、民間投資を活発化するため、BTO 方式の収益の一定部分を政府が保障する制度等が導入された。平成 17（2005）年に再び同法が改正され、学校等のいわゆる社会インフラの整備をはかるため、我が国におけるサービス購入型とほぼ同一のスキームである BTL（Build, Transfer and Lease）方式が導入された。BTL 方式の場合、民間事業者は需要リスクを負担しない。

我が国と異なり、インフラ民間投資法の対象は、同法に限定列挙された 44 の対象施設に限られている。

また、事業の実施手続きとしては、我が国同様、政府が事業を告示し、民間事業者から提案を募集する政府告示事業と民間事業者が特定の事業を発案する民間提案事業との二つの方式がある。

イ　政府の支援措置

用地については、政府が提供するとしているほか、税制上の優遇措置や為替リスクについては政府が一定部分負担する制度等がある。そのほか、平成 10（1998）年の法改正で、国がBTO 方式における収益の一定部分を保障する制度が導入された。これは 90%を保障するというものであったが、平成 18（2006）年の改正により保障の範囲を 65%から 75%とし、期間も 10 年以内としたほか、民間提案事業については対象外とすることにより、保障制度については大幅な支援措置の縮減を行った。

ウ　PPI を担当する政府部門（PPP／PFI ユニット）

韓国で PPI を担当する部署は企画予算処民間投資企画室である。この他、韓国開発研究院が PFI に対する情報提供を行っており、さらに各省庁に担当部署がある。国の事業については、同室とあらかじめ協議をしなければならない。民間投資企画室が予算編成権を有する企画予算処の内部に設けられていることが、この事前協議制度の裏付けとなっている。自治体が行う事業についても国家予算の支援を伴う場合、協議の必要がある。

また、韓国開発研究院公共投資管理センター（PIMAC（Public and Private Infra-structure Investment Management Center））に民間投資支援室が置かれており、35 名のスタッフを有している。民間発案事業の場合は導入可能性調査を、政府告示事業の場合は導入可能性調査及び予備導入可能性調査の双方を同室で行っている。民間発案事業は、まず、民間事業者自体が予備導入可能性調査を行う。また、PPI 事業として行うか否かについては、我が国同様、VFM が出るか否かが判断の基準となる。民間発案事業についても、政府告示事業と同様、VFM が出るか否かの判断は PIMAC が行っている。さらに、PIMAC はガイドラインの策定も行っている。

エ　実施状況

平成 17（2005）年 12 月現在、263 件の PPI プロジェクトが進行中である。うち BTO 等が 171 件、BTL が 92 件となっている。

図表　1－3－1　BTO 方式、BTL 方式の事業スキーム図

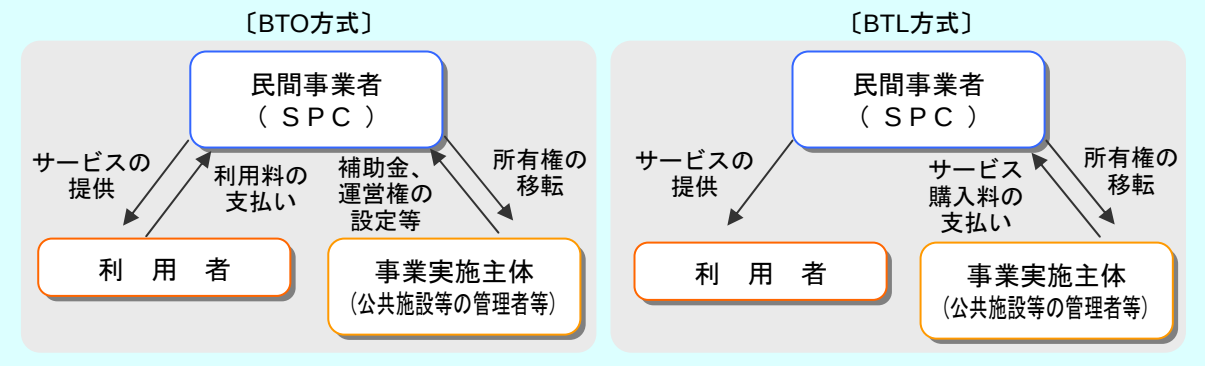

調達手続（政府告示型）

※PIMAC―韓国開発研究院(KDI)内の公共投資管理センター（Public and Private Infrastructure Investment Management Center）

調達手続（民間発案型）

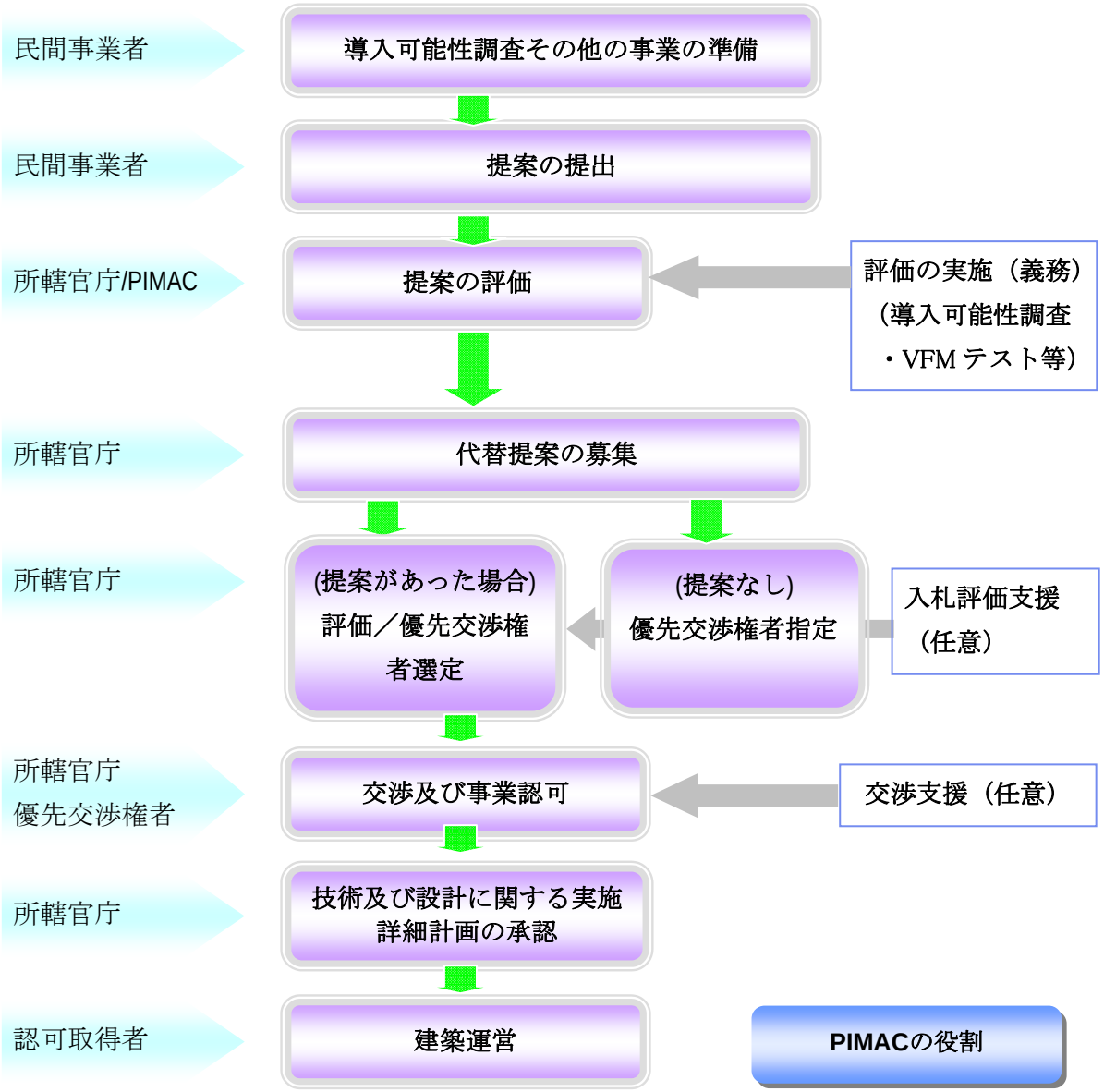

（3）議論の概要

日本側からも税制等の優遇措置、制度の概要、件数、課題についての説明がなされ、その後それぞれの国の状況について議論がなされた。

さらに具体的な事例について、それぞれの所轄官庁の担当者から紹介がなされ、質疑応答がなされた。

（4）今後の展望

韓国の PPI を所管している企画予算処は予算編成権を有しており、その意味で、PFI クレディットの承認を通じ、国、地方を問わずすべての事業を把握する立場にある英国の PPP/PFI ユニットである財務省とほぼ同様の機能を有している。

また、企画予算処民間投資企画室および韓国開発研究院公共投資管理センターにノウハウが集中している点も我が国と異なっている。

今回の交流会議を行うことにより、これらの点が初めて明らかとなった。また、このようなフェイス・トゥ・フェイスのコンタクトを行う機会を得たことにより、二国間のネットワークの強化がはかられ、その後行った PPP Web Tokyo Conference 2007 について企画予算処の協力を得られる等様々な副次的なメリットを享受することができた。また、いわゆる PPP/PFI ユニットである内閣府と企画予算処のみならず、実際に事業を担当する省庁も会議に出席し、フェイス・トゥ・フェイスのコンタクトを行う機会を得たことは、ノウハウの共有をはかるにあたり大きなメリットがあったと考えられる。

2　PPP Web Tokyo Conference 2007

（1）概要

内閣府 PFI 推進室は、平成 19（2007）年 3 月各国政府の PPP/PFI 推進部門（PPP/PFI ユニット）が共通の課題について意見交換、情報の共有を行う場を設定し、それぞれが直面している課題について解決策を見出していくことに貢献するとともに、日本の PFI について広く情報発信することを目的として、インターネットによる PPP/PFI に係る国際会議「PPP Web Tokyo Conference 2007」を開催した。

多数の参加者の間の情報交換を、インターネットを用いて行う方法としては、ニューズレター、メーリングリスト等がある。このうちニューズレターについては一方向のコミュニケーションであり、情報交換には向かない。一方、メーリングリストは、多数の者の間の情報交換に向いているものの、後で見直す際に見にくく、その結果議論が混迷してしまう可能性がある。そこで今回は、メーリングリストと会議専用のウェブサイトを併用することとした。会議専用ウェブサイトでは各テーマごとに発言が管理され、ウェブサイトを訪れた者が容易にこれまでの議論の経緯が確認できるように整理した。そしてテーマごとにモデレータ（まとめ役）が決められ、現状の整理と議論の提起を行った。これに応じて各国から発言がなされ、最後にモデレータがまとめるという方式がとられている。またニューズレターを 3 回参加国等に送付した。さ

らに参加者に対し PPP/PFI 推進部門（PPP/PFI ユニット）の在り方及び入札制度の 2 つのテーマについてアンケート調査を行った。

図表　1－3－2　PPP Web Tokyo Conference 2007 の概要

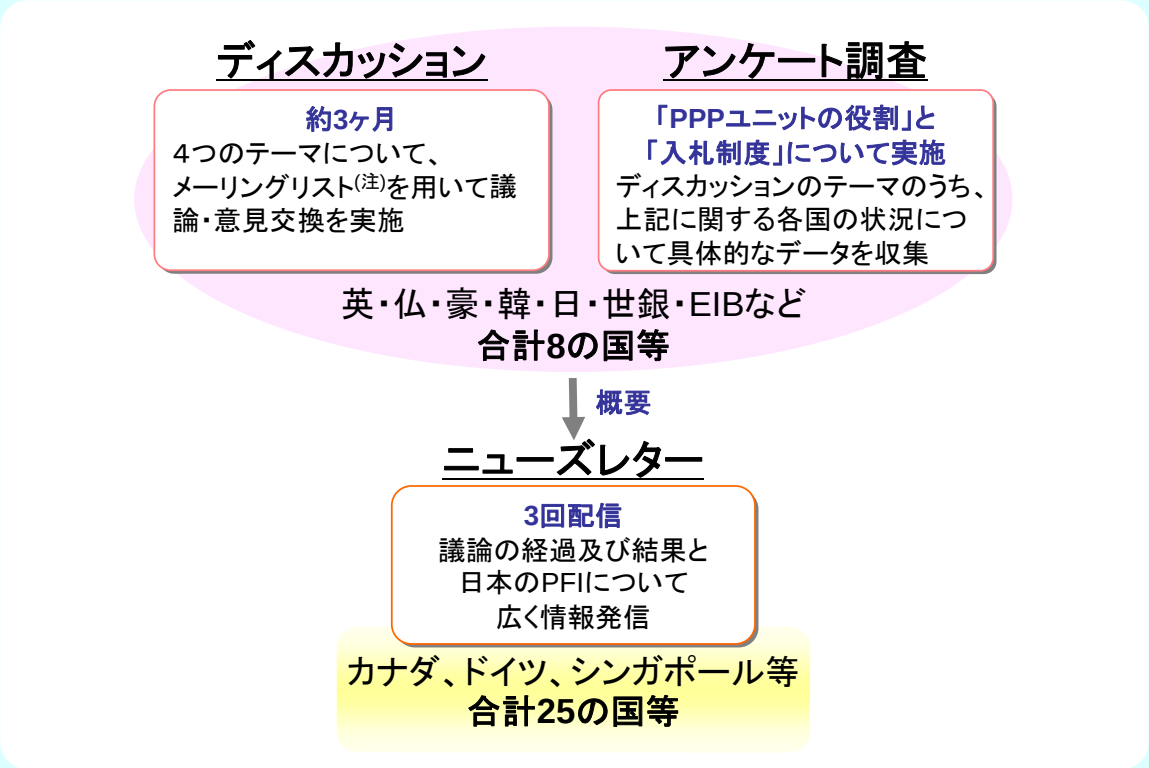

（注）1．メーリングリストでは、テーマごとに設定したアドレスに発言を送ると、登録したメンバー全員に一斉送信される。送信後、発言はウェブサイトに逐次掲載された。
2．詳細は http://www8.cao.go.jp/pfi/ppp_discussion/index.html を参照。あるいは、検索サイトで「内閣府」「PFI」で内閣府 PFI 推進室を検索し、「English Page」－「PPP Web Tokyo Conference 2007」をクリック。

参加国、機関は、日本、イギリス（Partnerships UK、Serco Institute）、フランス、韓国、オーストラリア（ヴィクトリア州 Partnerships Victoria）、世界銀行、欧州投資銀行であり、PFI の分野の主要プレーヤーが参加している。

図表　1－3－3　形成された参加者によるネットワーク

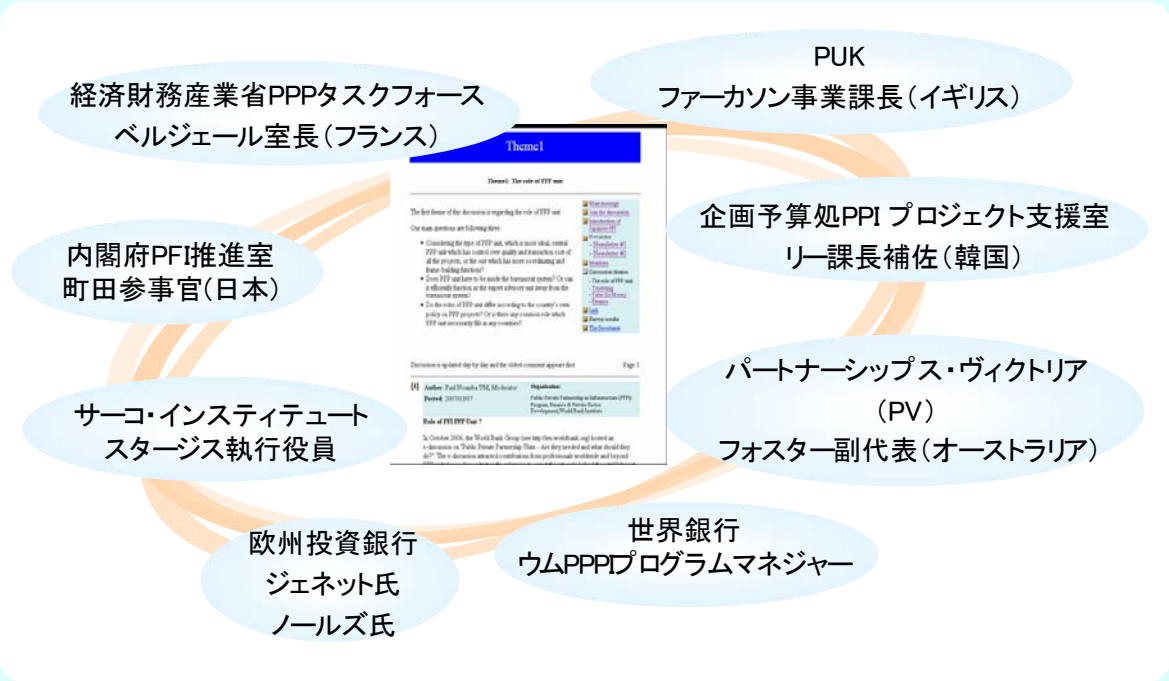

（2）各テーマの議論の概要

ア　PPP／PFI 推進部門（PPP／PFI ユニット）の在り方

国際的には PPP/PFI の推進部門としての PPP/PFI ユニットと事業官庁（Line Ministries）と大きく 2 つに分け、前者は制度等を所掌し、後者は個別の事業を所掌するのが一般的である。

ここでは前者について、PPP/PFI を推進する観点からその役割について議論がなされた。

● 主な意見

①PPP／PFI 推進部門（PPP／PFI ユニット）の役割について

PPP/PFI 推進部門（PPP/PFI ユニット）の役割はそれぞれの国の様々な要因に左右されるものであり、一義的に導き出されるものではない。

②共通の役割について

しかしながら適切に機能している PPP/PFI 推進部門（PPP/PFI ユニット）に共通の役割は、

・PPP/PFI 施策のいわば守護神でありそれを発展させる役割を担うものであること

・一貫したアプローチが適用されるように監視する、いわば門番であること